

石巻市雄勝体育施設 指定管理者募集要項

令和7年8月

石巻市市民生活部スポーツ振興課

石巻市雄勝体育施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号。以下「手続条例」という。）、石巻市雄勝体育施設条例（令和2年石巻市条例第67号。以下「施設条例」という。）に基づき、公の施設である石巻市雄勝体育施設の管理運営を行うことができる指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定施設

(1) 名称	雄勝体育館	雄勝多目的運動広場	雄勝艇庫
(2) 所在地	石巻市雄勝町雄勝字 伊勢畑地内	石巻市雄勝町雄勝字 伊勢畑地内	石巻市雄勝町雄勝字 伊勢畑地内

2 指定施設の概要

(1) 設置目的

雄勝体育施設は、雄勝地域におけるスポーツ、社会体育等の普及を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するための施設です。

(2) 設置（開設）年月日 令和3年4月1日

(3) 建物概要

ア 名称	雄勝体育館	雄勝多目的運動広場	雄勝艇庫
イ 敷地面積	6,591.20㎡ (うち多目的運動広場2,259㎡)		2,742.99㎡
ウ 建物面積	708.61㎡		279.38㎡
エ 延床面積	850.85㎡		279.38㎡
オ 構造	鉄骨造、2階建		鉄骨造、平家建
カ 施設内容	[1F] 事務室、更衣室 トイレ(多目的有) 器具庫、アリーナ [2F] トレーニングルーム 倉庫	クレーグラウンド	艇庫 用具庫 トイレ 事務室 ロッカー室、脱衣所 (シャワー有) 休息室(監視室)

(4) 運営に係る事項

令和6年度 利用者数 1,824人

(内訳)

雄勝体育館 1,482人

雄勝多目的広場 37人

雄勝艇庫 305人

(5) 災害時指定避難所の指定の有無

本施設は、石巻市地域防災計画に基づく指定避難所には指定されていません。

3 申請することができる団体の資格

(1) 宮城県内に事務所（本社、支社又は支店を含む。）を有する法人又はその他の団体等とし、個人での申請はできません。

(2) カヌー等のマリンスポーツの運営について、安全管理上必要なインストラクター等（日本カヌー連盟等公認）の資格取得者及び小型船舶操縦士免許（1級又は2級）の資格取得者を有していること。

(3) 申請する団体等（グループで申請する場合の構成団体を含む。）が次に該当する場合は、申請できません。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、石巻市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始しているもの

カ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）に基づく指名停止を、現在受けているもの

キ 労働基準等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く）を受けてから1年を経過しないもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるもの

ケ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納しているもの

4 申請を受け付ける期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月29日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）を除きます。

(1) 申請時間

持参の場合は、午前9時から午後5時まで

ただし、最終日は午前9時から午後4時までとします。

(2) 申請場所

石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42

石巻市市民生活部スポーツ振興課（雄勝公民館内）

(3) 申請方法

申請場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）するものとします。

郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

(4) 申請書提出部数

原本1部、副本7部（副本はコピー可）

5 申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出期間内に提出ください。

No.	書類	備考
1	指定管理者指定申請書	様式第1号
2	事業計画書	様式第2号 指定期間内各年度分
3	事業実施計画書	別紙1 指定期間内各年度分
4	収支予算書	別紙2 指定期間内各年度分
5	役員名簿（監査役含む）	様式第3号
6	グループ構成員届出書	様式第4号 ※グループを構成して申請する場合
7	登記事項証明書（原本）	法人以外の団体は会則及び代表者の戸籍 の身分証明書（原本）
8	定款又は寄附行為の写し	
9	収支予算書又はこれに相当する書類	現事業年度
10	貸借対照表、損益計算書、財産目録、 キャッシュフロー計算書又はこれら に相当する書類	前事業年度分
11	納税証明書 （法人税、消費税及び地方消費税、法 人都道府県民税、法人事業税、法人市 区町村民税及び固定資産税）（該当す るもの全て）	直近3年間
12	労働保険料納付済証明書	直近1年間

(備考)

- ・ 事業計画書の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ・ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものに限ります。

6 市が行うべき管理の費用に関する事項

(1) 指定管理料

本施設の管理に要する経費は、指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととします。

指定期間における指定管理料は、1年につき15,838千円（税込）を目安とし、5年間で79,190千円（税込）とします。5年間の総額が上限額を超えない範囲内で、5年間の事業計画と収支予算を策定してください（5年間の総額が上限額以内であれば、年度別の上限額を超える提案も可能です。）。収支予算には、各項目の増減について、算定根拠を明記してください。

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、応募時の提案額に基づき、市と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）

指定管理料は、今回の提案を基本とし、年度ごとに市の予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。

(2) 指定管理料の支払時期

支払方法は年度協定において定めるものとします。

(3) 指定管理料の支払方法

市は、指定管理者から指定管理料の請求を受けてから30日以内に指定の口座へ振り込むものとします。

(4) 指定管理料の額の変更方法

指定管理料の総額及び各年度の指定管理料は、提出書類（事業計画書等）を基に指定管理者と協議を行って決定することとします。

(5) 指定管理料の精算の要件

管理施設の修繕については、指定管理料に含まれる修繕料の範囲で指定管理者の負担において行うこととし、行った修繕については、定期的に報告書を提出するものとする。なお、指定管理料に含まれる修繕料に余剰金が生じる場合は、年度末に精算するものとする。

また、指定管理料が本来行うべき業務を行わなかったことにより余剰金が発生した場合は、精算の対象とする。

(6) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、1施設につき1口座を原則とし、専用の口座で収支を管理することとします

7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 利用開館時間及び休業日

利用時間及び休業日は、施設条例第3条に定めるとおりとします。

名称	利用時間	休業日
雄勝体育館	午前9時から午後9時まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
雄勝多目的運動広場	午前9時から日没まで	
雄勝艇庫	午前9時から日没まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）） (2) 1月1日から3月31日まで及び11月1日から12月31日まで

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、本施設の管理運営上知り得た情報を漏らし、管理運営以外の目的に使用することはできません。

(3) 情報公開

石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めるものとします。

(4) 行政手続の取扱い

石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）の規定を遵守し、行政運営における公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に努めるものとします。

(5) 関係法令等遵守

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行うこととします。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の利用許可に関する業務

(2) 管理施設の利用料金(使用料)の徴収、減免及び還付に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 施設の管理運営に関する業務

※ 具体的な業務内容及び履行方法については基本協定書において定めることとします。

(5) 施設条例第14条に規定する自主事業の実施に関する業務

(6) 災害発生時の対応に関すること。

災害等の発生時には、最寄りの指定避難所又は指定緊急避難場所への避難誘導を実施すること。

9 指定施設の利用に係る料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

本施設については、利用料金制度を適用します。利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の金額

利用料金は、施設条例別表に定める額の範囲内の額とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、基本協定締結前に協議の上、決定することとします。また、市が指定期間中に施設条例の利用料金の改定を行った場合は、改めて市長の承認を得て利用料金の額を定めることとします。

【別表】（第7条関係）

1 雄勝体育館使用料

個人利用（1回につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	70円
一般・学生	150円

専用利用（1時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	400円
一般・学生	600円
照明設備電気使用料	100円

2 雄勝多目的運動広場使用料

専用利用（1時間につき）

利用区分	使用料
小・中・高校生	100円
一般・学生	200円

3 雄勝艇庫舟艇使用料（1時間につき）

利用区分	単位	使用料	
		カヌー	SUP（スタンドアップパドルボード）
小・中・高校生	1艇	200円	600円
一般・学生	1艇	400円	1,200円

1.0 指定管理者に指定しようとする期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でない認められるときは、この期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

1.1 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表（別紙1）のとおりです。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

1.2 指定管理者モニタリング

市は、本施設の管理運営が協定に従い、適正かつ確実にサービス提供がされているかどうか、また指定管理者がサービスを安定的に提供することが可能な財務状況であるかなどを確認・評価します。詳細は、仕様書を参照してください。

1.3 事業報告書の提出

手続条例第7条により、毎年度終了後2か月以内に、本施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出します。

1.4 選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、石巻市雄勝体育施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等の内容や適性を審査する書類審査、申請団体からプレゼンテーションによる提案を受け、ヒアリングを行い、実現可能性を審査する面接審査を実施します。

審査終了後、総合計得点が最も高く、かつ、基準点（候補者になり得るための最低点をいう。）を満たす申請団体を候補者として選定します。

1.5 選定委員会

選定委員会の委員は5人以内とし、地域住民の組織に所属する者等で構成します。

1.6 選定基準

候補者の選定基準は、次表のとおりです。

No.	選定基準	評価項目	配点
1	平等利用の確保	施設の設置目的の理解度	10点
2	サービスの向上性	管理運営に対する意欲	30点
		提供サービスの水準	

3	施設の効用発揮	施設維持管理の水準	40点
		地域や市民に対する貢献度	
4	経費の縮減効果	コストの削減・節約意識	70点
		提案価格の評価	
5	運営の安定性	運営体制	30点
		事業の遂行力	
		事業計画の実現性	
		法令遵守	
6	その他	災害、リスク等の対策	20点
		運営の透明性	
合 計			200点

1.7 選定結果

選定結果は、全ての申請団体に通知するとともに、石巻市ホームページにより公表します。なお、選定結果に関する問い合わせには応じませんので、了承願います。

1.8 再選定

選定結果の通知後、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となった場合や著しく不相当と認められる事情が生じた場合において、次点の団体を新たな候補に選定します。この場合において、候補者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとします。

1.9 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定された候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(2) 協定書の締結

市議会の議決により指定を受けた後は、市と協議を行い、指定管理業務の実施に関する包括的な事項を定める基本協定の締結を行います。

また、各年度の指定管理料や業務内容を定める年度協定は、毎年度4月1日付けで締結を行います。

2.0 施設の視察及び説明会の開催

本施設の視察及び申請方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加を希望する場合は、施設の視察及び説明会参加申込書（別紙1）を次の(3)及び(4)により提出してください。なお、参加人数は、1団体につき2人までとします。

(1) 開催日時

令和7年9月3日（水）午前10時から1時間程度

(2) 開催場所

石巻市雄勝艇庫（所在地：石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内）

開催場所へ開催時間の5分前まで集合願います。

(3) 提出期限

令和7年9月2日（火）正午まで

(4) 提出先

石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42

石巻市市民生活部スポーツ振興課（雄勝公民館内）

電話：0225-57-3052

FAX：0225-90-3402

E-mail：ogccenter@city.ishinomaki.lg.jp

2.1 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項等について質問がある場合には、質問書（様式2）を次の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和7年9月4日（木）から令和7年9月12日（金）まで

ただし、直接持参の場合は、国民の祝日を除きます。

(2) 質問受付時間

直接持参の場合：午前8時30分から午後5時まで

ファクシミリ及び電子メールの場合：最終日午後4時必着

(3) 質問書提出先

〒986-1333

石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42

石巻市市民生活部スポーツ振興課（雄勝公民館内）

電話：0225-57-3052

FAX：0225-90-3402

E-Mail：ogccenter@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

直接持参、ファクシミリ又は電子メール

(5) 質問に対する回答

令和7年9月中旬にファクシミリ又は電子メールにて回答するものとします。

2.2 公募のスケジュール

指定管理者の募集から管理運営業務開始までの予定は次のとおりです。

日 程	内 容
令和7年8月29日（金）～9月29日（月）	募集要項の配付

令和7年8月29日（金）～9月2日（火）	現地見学会の参加申込受付
令和7年9月3日（水）	現地見学会
令和7年9月4日（木）～9月12日（金）	質問の受付
令和7年9月中旬	質問の回答
令和7年8月29日（金）～9月29日（月）	申請書類の受付期間
令和7年10月上旬	選定委員会の開催（書類審査・面接審査）
令和7年10月中旬	選定結果の通知及び公表
令和7年12月下旬	指定管理者の指定
令和8年3月	基本協定締結
令和8年3月下旬	事務引継ぎ及び準備等
令和8年4月1日	年度協定締結
令和8年4月1日	管理運営開始

2.3 募集要項の配布

申請に当たっては、必ずこの募集要項を確認してください。

(1) 配布期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月29日（月）までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます（窓口配布の場合）。

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時まで（窓口配付の場合）

(3) 配布方法

ア 窓口配布 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42
石巻市市民生活部スポーツ振興課（雄勝公民館内）

イ 石巻市ホームページよりダウンロード

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

(4) 費用

無料

2.4 申請に当たっての留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する関係者に対して、本応募についての接触を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(2) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請団体の負担とします。

(3) 申請書類の変更

提出後の内容変更はできません。

(4) 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。また、石巻市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、公開することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出るようお願いします。

(5) 申請書類の著作権

著作権は申請団体に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合、その他市長が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で公表し、又は使用できるものとします。

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を提出してください。

(7) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は失格とします。

(8) 宮城県警察への役員名簿の提供

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

2 5 問い合わせ先

石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番地42

石巻市市民生活部スポーツ振興課(雄勝公民館内)

電話 0225-57-3052

FAX 0225-90-3402

E-Mail : ogccenter@city.ishinomaki.lg.jp

申請される方は、必ず、この募集要項を御覧いただき、詳細を御確認いただきますようお願いいたします。